

第4号議案

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部改正について

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例を、次のように制定するものとする。

令和6年2月27日提出

蒲郡市長 鈴木 寿 明

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

別紙のとおり

提案理由

国立大学法人法の改正に伴い、所要の改正を行うため提案する。

蒲郡市職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

蒲郡市職員の退職手当に関する条例（昭和38年蒲郡市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第35条」を「第35条の2」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。